

改正

平成20年5月30日告示第83号
平成22年3月25日告示第38号
平成26年3月25日告示第30号
平成30年3月9日告示第18号
令和3年4月1日告示第54号

(目的)

第1条 この告示は、平戸市の建設工事に関し、制限付一般競争入札を実施することにより、入札及び契約制度の客観性、透明性及び競争性を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指名審査委員会 平戸市建設工事指名審査委員会規程(平成17年平戸市訓令第44号)に基づき設置した委員会をいう。
- (2) 施工計画審査タイプ 大規模構造物に係る工事又は特殊な作業条件の工事で高度な施工技術を必要とし、指名審査委員会において決定したものをいう。
- (3) 所管課 対象工事を所管する課をいう。
- (4) 休日 平戸市の休日を定める条例(平成17年平戸市条例第2号)第1条第1項に規定する休日をいう。

(対象工事)

第3条 この告示に基づき発注する工事は、設計金額が1億5千万円以上の建設工事とする。

(入札参加者の資格要件)

第4条 対象工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、第11条第2項の規定により競争参加資格を有する旨の通知を受けた者とする。

- (1) 平戸市建設工事入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)を提出し、受理された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (3) 発注工種について、第7条第1項の規定による競争参加資格確認申請の提出期限の日から入札期日までの間において、経営事項審査の有効期限内であること。
- (4) 対象工事に対応する特定建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 第7条第1項の規定による競争参加資格確認申請の提出期限の日から入札期日までの間において、指名停止又は入札参加排除措置を市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 第7条第1項の規定による競争参加資格確認申請の提出期限の日以前6月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実等がある者でないこと。

- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始の決定後、経営事項審査を受け第1号の入札参加資格の審査申請書を再度提出し、受理されたもののうち更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。
 - (8) 経営事項審査結果の総合評点が一定の点数以上であること。
 - (9) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。
 - (10) 工事現場に専任で配置できる一定の資格を持つ技術者を有すること。
 - (11) 施工計画が適正であること。（施工計画審査タイプの場合に限る。）
- 2 特定建設工事共同企業体の入札参加については、指名審査委員会が前項の規定に準じて構成員の要件を定めるとともに、構成員数、出資比率等結成の要件を定めるものとする。
 - 3 前2項に規定するもののほか、必要な資格要件は、指名審査委員会において定めるものとする。

（競争参加資格設定調書の作成等）

第5条 対象工事が見込まれるときは、契約担当課長は、競争参加資格設定調書（様式第1号）を作成し、指名審査委員会に提出する。

（入札公告）

第6条 入札公告は、平戸市契約規則（平成17年平戸市規則第44号）の規定に基づいて行うものとする。

（競争参加資格確認申請）

第7条 競争参加資格の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札公告の日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、競争参加資格確認申請書（様式第2号又は様式第2号の2。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、対象工事が施工計画審査タイプの場合にあっては、30日（休日を除く。）以内とする。

- 2 前項の申請書の提出先及び提出部数は、次のとおりとする。
 - (1) 提出先 財務部企画財政課
 - (2) 提出部数 2部
- 3 申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 同種工事の施工実績（様式第3号）
 - (2) 配置予定技術者等の資格・工事経験（様式第4号）
 - (3) 施工計画（施工計画審査タイプの場合に限る。様式第5号）
 - (4) 対象工事の業種に対応する許可に係る許可通知書又は許可証明書の写し
 - (5) 経営事項審査結果通知書の写し
 - (6) その他指名審査委員会において定めるもの
- 4 申請者が特定建設工事共同企業体の場合にあっては、前項に掲げる書類のほか、次

に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建設工事共同企業体協定書(平戸市特定建設工事共同企業体取扱要領様式第1号)の写し
 - (2) 共同企業体の経営規模総括表(平戸市特定建設工事共同企業体取扱要領様式第2号)
- 5 申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)に係る費用は、申請者の負担とする。
- 6 提出された申請書等は、公表又は無断でその他の用途への使用は行わない。
(入札説明書の配布)

第8条 入札説明書は、別冊として入札公告の写し、契約書案、図面、仕様書、申請書等の諸様式を含めるものとする。

- 2 入札説明書は、入札公告後速やかに配布を開始することとし、第7条第1項の規定による競争参加資格確認申請の提出期限の日まで配布するものとする。
- 3 入札説明書の配布期間、配布場所及び配布方法は、入札公告において明らかにするものとする。
- 4 入札説明書の配布に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合にあっては、その旨を入札公告において明らかにするものとする。
(入札説明書に対する質問及び回答)

第9条 申請者は、入札説明書について質問することができる。

- 2 前項の質問は、書面で、入札期日の7日(休日を除く。)前までに第7条第2項に規定する提出先(以下「提出窓口」という。)に提出しなければならない。
- 3 質問に対する回答は、前項の規定による提出期限の日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に、別に定める方法により回答するものとする。
(申請書等の作成説明会及びヒアリング)

第10条 施工計画審査タイプである場合は、申請書等の作成説明会及びヒアリングを実施することができる。

(競争参加資格の確認)

第11条 契約担当課長は、申請書の提出があった者について、競争参加資格確認申請書一覧表(様式第6号)を作成し、指名審査委員会に提出するものとする。

- 2 市長は、指名審査委員会において競争参加資格の有無を確認した場合は、その旨を、申請書の提出期限の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、競争参加資格確認通知書(様式第7号又は様式第7号の2)により通知するものとする。ただし、施工計画審査タイプの場合は、14日(休日を除く。)以内とする。
- 3 契約担当課長は、前項の結果を直近に開催される指名審査委員会において報告するものとする。
(競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第12条 競争参加資格がないと認められた者は、前条第2項の規定による通知をした日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

- 2 前項の規定により説明を求める場合は、提出窓口で競争参加資格がない場合の理由の説明について(様式第8号又は様式第8号の2)を持参するものとする。

3 市長は、第1項の規定により説明を求められた場合は、指名審査委員会において審査のうえ、前項の規定による書類が提出された日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、競争参加資格がない場合の理由の説明について（回答）（様式第9号又は様式第9号の2）により回答するものとする。

4 市長は、前項の審査の結果競争参加資格があるとなった場合は、前条第2項の規定による通知を取り消す旨の通知及び競争参加資格がある旨の通知をするものとする。
（現場説明会）

第13条 特に必要と認められる場合は、現場説明会を開催することができる。
（競争参加資格確認通知書の提示）

第14条 対象工事の入札に参加する者は、入札の執行に先立ち、第11条第2項に規定する競争参加資格確認通知書の写しを入札執行者に提示しなければならない。
（入札回数）

第15条 入札回数は、対象工事ごとに2回までとする。
（低入札）

第16条 著しく低い価格による入札のため、契約内容に適合した履行を確保できないおそれがあると認められる場合は、政令第167条の10第1項の規定を適用するものとする。
（工事費内訳書）

第17条 対象工事の入札に参加する者は、当該工事の1回目の入札に際し、入札執行者に工事費内訳書を提出しなければならない。

2 工事費内訳書は、数量、単価、金額等が明らかなものであるものとする。
（入札の無効）

第18条 申請書若しくは添付書類に虚偽の記載を行った者又は第11条第2項の規定による通知を受けた後入札時において第4条の規定による資格要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。
（下請負人報告）

第19条 対象工事の落札者は、当該工事の契約締結後、下請負人と契約を締結したときは、下請負人との契約の締結の日から30日以内に下請負人報告書（当初）（様式第10号又は様式第10号の2）を所管課に提出しなければならない。

2 対象工事の落札者は、当該工事が完成したときは、下請負人報告書（完成）（様式第11号又は様式第11号の2）を所管課に提出しなければならない。
（配置予定技術者）

第20条 対象工事の落札者は、第7条第3項第2号の規定により提出した書類に記載した技術者を当該工事の現場に専任で配置するものとする。ただし、所管課の承認を受けた場合は、当該技術者を変更することができる。
（入札結果等の公表）

第21条 第11条第2項に規定する結果（第12条第4項の規定により競争参加資格があると認められた者の結果を含む。）は、落札者が決定するまで公表しない。

2 入札結果の公表は、契約担当課において、落札者の決定の日の翌日から起算して1年間行うものとする。
（落札者とされなかった者に対する理由の説明）

第22条 入札に参加した者で落札者とされなかった者は、対象工事の入札手続に関し異議がある場合において、落札者の決定の日から5日（休日を除く。）以内に、落札者を決定したこと及び当該入札者が落札者とされなかった理由について、説明を求めることができる。

2 前項の規定により説明を求める場合は、提出窓口に落札者の決定に関する理由の説明について（様式第12号又は様式第12号の2）を持参するものとする。

3 市長は、第1項の規定により説明を求められた場合は、指名審査委員会において審査のうえ、前項の規定により書類が提出された日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、落札者の決定に関する理由の説明について（回答）（様式第13号又は様式第13号の2）により回答するものとする。

（提出期限等の特例）

第23条 指名審査委員会は、対象工事の緊急性が高く早期の着工を要する場合、対象工事の施工に高度な技術力を必要とするため、審査手続に時間を要する場合その他正当な理由がある場合は、第7条第1項、第9条第2項、第11条第2項並びに第12条第1項及び第3項の規定にかかわらず、提出期限、回答期限等を短縮し、又は延長することができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の平戸市建設工事一般競争入札実施要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年5月30日告示第83号）

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日告示第38号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第30号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月9日告示第18号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第54号）

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号～様式第13号の2 省略